

令和3年兵庫県立大学大学院情報科学研究科規程第3号  
兵庫県立大学大学院情報科学研究科研究科長候補者選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人学部長等選考規程(平成25年法人規程第17号。以下「法人規程」という。)第6条の規定に基づき、兵庫県立大学大学院情報科学研究科長候補者(以下「研究科長候補者」という。)の選考等に関して必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第2条 選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 情報科学研究科長(以下「研究科長」という。)の任期が満了するとき。
- (2) 研究科長が辞任を申し出たとき。
- (3) 研究科長が欠員となったとき。

2 前項第1号に該当する場合にあつては、研究科長は、選考を行った上で、理事長が定める日までに研究科長候補者の推薦(以下「推薦」という。)を行わなければならない。

3 第1項第2号に該当する場合にあつては、研究科長は、速やかに選考を行った上で、推薦を行わなければならない。

4 第1項第3号に該当する場合にあつては、理事長が指名する者が、速やかに選考を行った上で、推薦を行わなければならない。

(任期)

第3条 研究科長の任期は、法人規程第4条第1項により、2年とし、再任を妨げない。

2 第2条第1項第2号又は第3号の規定に該当する場合の後任者の任期は、法人規程第4条第2項により、前任者の残任期間とする。

(研究科長候補者の資格)

第4条 研究科長候補者となることができる者は、研究科長就任時において情報科学研究科に所属する専任の教授とする。ただし、次の各号に掲げる者を除く。

- (1) 特段の事情がなく、研究科長の在任期間が続けて4年を超える者。
- (2) 第3条で定める任期中に退職する予定の者。
- (3) 兵庫県公立大学法人組織規程第2条第1項で定める役員を務める者。
- (4) 兵庫県公立大学法人組織規程第17条で定める学長を務める者。
- (5) 兵庫県公立大学法人組織規程第18条で定める副学長を務める者。

(選考手続)

第5条 研究科長（第2条第4項に規定する場合にあっては理事長が指名する者。次項において同じ。）は、第2条の規定により選考を行うときは、あらかじめ教授会の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定により研究科長が教授会の意見を聴く手続については、別に定める。

（補則）

第6条 この規程に定めるもののほか、研究科長の選考に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 令和3年4月1日で任命する研究科長の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、3年とする。

附 則（令和5年10月11日改正）

この規程は、令和5年10月11日から施行する。